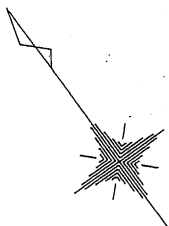


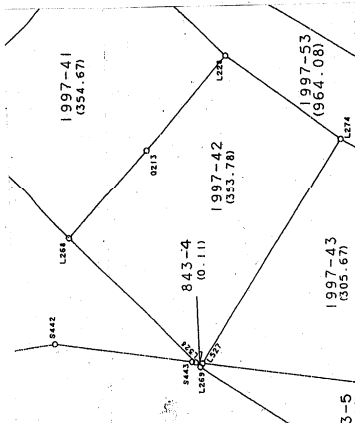
67号宅地 配置基準図

隣地

67

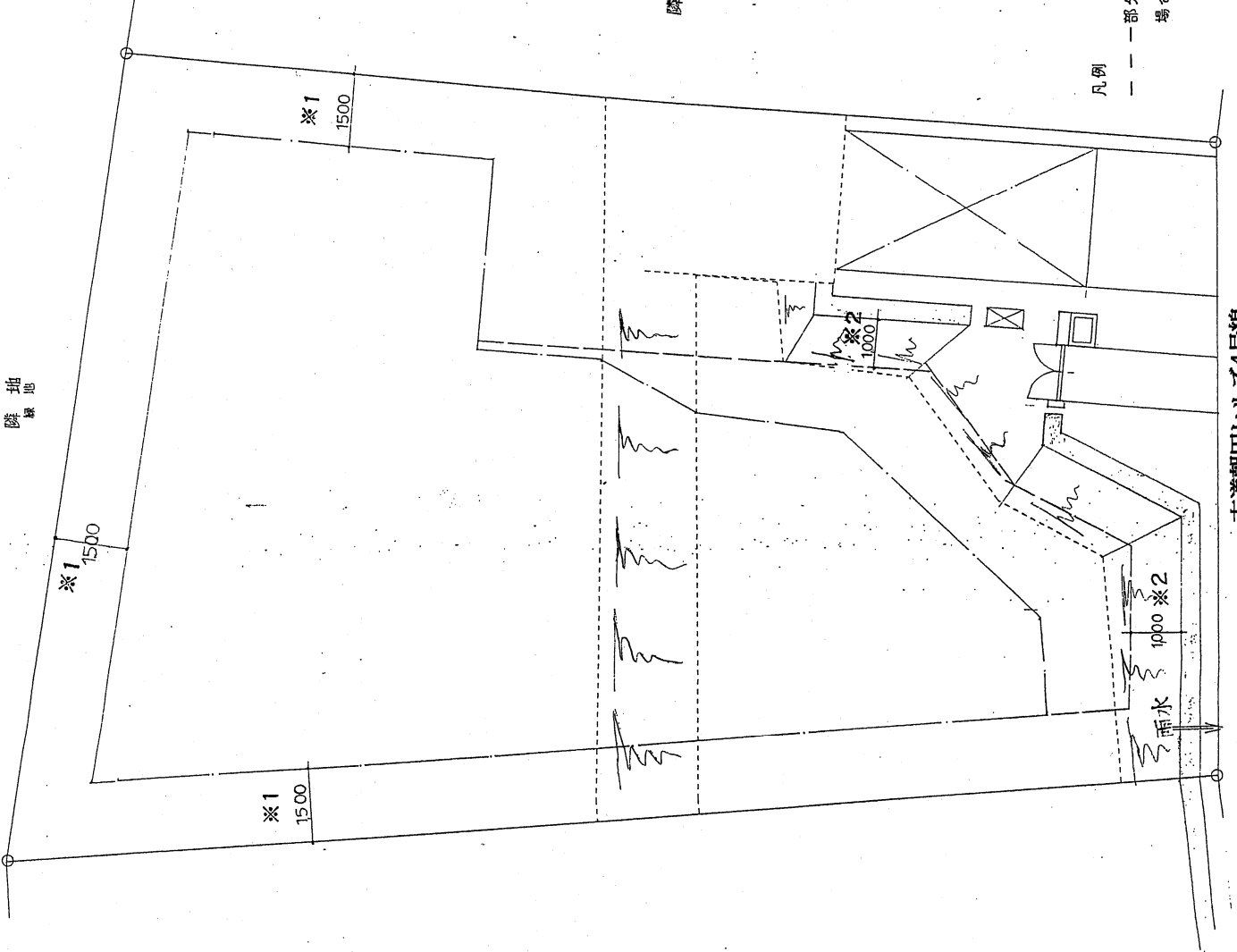


S=1:100



隣地

隣地



凡例

--- 一部分は法面に擁壁等を設置された
場合の建築可能範囲を示します

(B) 843-4				
NO.	標高	X	Y	辺長 点間NO.
L527	1173.808	663.928	0.647	L528
L528	1174.450	664.006	0.600	L269
L269	1174.020	663.588	0.401	L527
総面積	0.234816	面積	0.1174080	
		地積	0.11	㎡

(20) 1997-42				
NO.	標高	X	Y	辺長 点間NO.
L274	1160.856	684.765	13.174	L228
L228	1171.557	692.449	11.532	Q213
Q213	1179.341	683.676	10.931	L268
L268	1186.223	675.435	16.408	L528
L528	1174.450	664.006	0.647	L527
L527	1173.808	663.928	24.534	L274
総面積	707.577459	面積	353.7887295	
		地積	353.78	㎡

- 裏面の注意事項を必ずお読みください。
- 建物を計画される際には、詳細について住宅課担当職員にお問い合わせください。

市道朝田ヒルズ4号線

配置基準図についての注意事項

県では、良好な居住環境を確保するために、建物の配置について以下の基準を設けています。配置基準図を利用される場合には、以下の事項についてご理解いただきますようお願いいたします。

＜建物配置に関する基準＞

1 壁面後退

当該住宅の外壁面又は柱の面から、敷地境界線までの距離を1.5m（注1）以上確保する。（ただし、地区計画の緩和措置に該当する場合は除く。）

注1：玄関進入路が隣地境界線に沿って設けられる場合は、2mとします。

2 メンテナンス通路の確保

当該住宅の外壁面又は柱の面から、石積み、法肩等までの距離を原則として1.0m（注2）以上確保する。

注2：高低差の高い法面が存在する場合は、別に数値を定めています。

3 日照の確保

隣接する宅地の配置基準図に指定する測定位置（注3）において、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間における日照時間が4時間以上となるようにします。（注4）

注3：隣接する宅地の測定位置については、お問い合わせください。

注4：日照時間をチェックするために、日影図の作成をしていただくことがあります。

注5：配置基準図は、標準的な形状及び大きさの建物について、建築可能な範囲の目安を示しています。

○ 配置基準図の範囲内であっても、以下のような住宅は日照が確保できない場合があります。

- ・ 建物の高さが配置基準図の想定より高いケース

例) 中2階を持つ住宅

高床式又は階の高さが通常より高い住宅

3階建て住宅

- ・ 北側に大きな影を落とす屋根形状のケース

例) 急勾配の屋根を持つ住宅

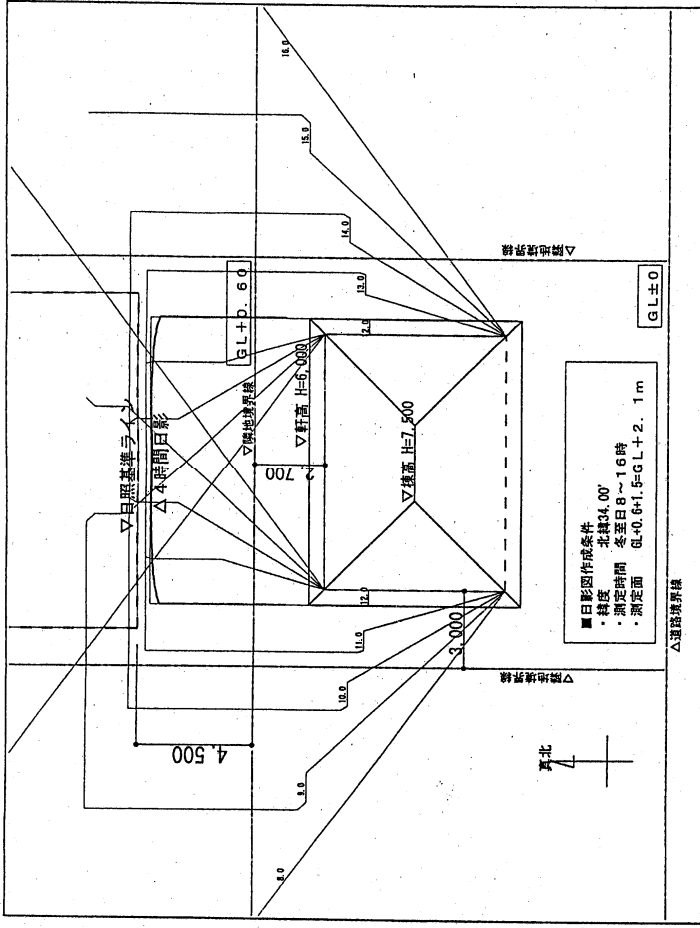
南北に妻入りとなる大屋根を持つ住宅

○ 逆に、日影図を作成し、基準をクリアしていることを確認することで、配置基準図の範囲を超えて建築できる場合があります。

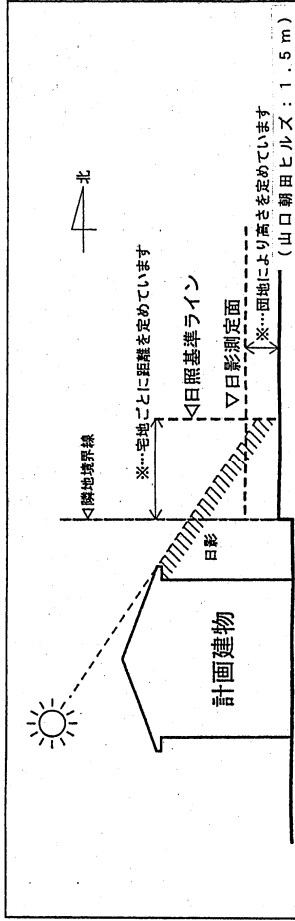
例) 東西の間口が小さな住宅

[山口朝田ヒルズ]

＜日影図作成例＞



＜日影測定面（断面図）＞



※4. その他

上記の基準のほか、地区計画や建築協定あるいは団地固有の特性などにより、団地ごとに独自のルールが設けられている場合があります。

建物を計画される際には、詳細をお問い合わせください。
 [問い合わせ先] 山口県住宅課 TEL.083-933-3874